



災害に便乗した 悪質商法にはご注意ください

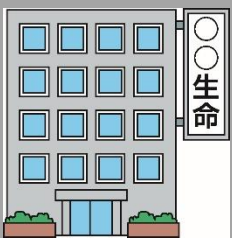


地震、大雨などの災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が多く寄せられます。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。



工事・建築

- 契約は慎重に。契約を迫られても、その場では決めず、複数社から見積もりを取って比較検討を。
- 契約後でもクーリング・オフできる場合があります。



保険金

- 「火災保険を使って住宅修理ができる」と言われてもすぐ契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談を。
- 経年劣化と知りながら、自然災害などによる損傷と、うその理由で保険金を請求することは詐欺に該当する恐れがあります。



寄付金、義援金

- 義援金を要求されてもすぐ支払わず、検討、相談を。
- 寄付する際は、募っている団体の活動状況や用途の確認を。
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。

平時から悪質商法は存在します。普段から、不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ることに慣れましょう。

お困りの際は、下記または消費者ホットライン【局番なしの188（いやや）】にご相談ください。

問合せ：消費生活センター TEL 20-1500
(相談時間：土、日、祝日を除く、午前9時～正午・午後1時～4時)